

平 戸 市 監 査 公 表 第 100 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 2 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

産業振興部（農林水産課）

第 2 監査の期間

平成 27 年 1 月 13 日～15 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

① 農林水産業振興資金利子補給事業の事務取扱について

本事業については、事務取扱要領が定められているが、利子補給承認事務、貸付実行報告、融資整備・融資残高移動報告及び利子補給金交付申請事務において、定められた様式（承認書・報告書・申請書等）が遵守されていないので、事務取扱要領に従った事務がなされるよう早急な改善が必要である。

【意見】

① 鯛の鼻パイロット事業（2工区）の未換地の解消について

本事業は、昭和 60 年 5 月に 2 工区（36.5ha）の換地作業を業者に委託し、作業を進めていたが、境界の不整合箇所などがあったことから、昭和 63 年頃から作業が停止状態となっていた。そこで、改めて換地作業を開始することとし、平成 26 年度に入り土地所有者や相続等についての調査及び関係機関等との協議が行われることとなった。このことについては、今後作業が途切れることのないよう 27 年度以降も継続的な取組みが求められる。

② 平戸牛の里づくり事補助事業について

平成 25 年度事業として、全国和牛能力推進会宮城県大会平戸市対策協議会に対し「平茂晴産子導入事業」として 3,450,000 円、「優良繁殖雌牛群造成事業」として 4,050,000

円、「指定交配推進事業」として 213,000 円及び「和牛オリンピック対策奨励事業」として 100,000 円を支出している。

事業の履行完了後、補助対象者から実績報告書が提出されているが、併せて実施状況等の確認ができる資料等の添付が必要と思われる。

事業の推進を図るとともに補助金の執行状況については十分な検証が求められる。

第6 むすび

平成 26 年 4 月から部の再編が行われ、農林水産課として農林業及び水産業の振興事業を中心とした業務体制となった。これにより平戸市の一次産業の直接的な振興ばかりでなく、加工業や流通販売体制の拡充などまさに物産・観光業との連携による 6 次産業の役割も担うこととなった。市の振興基本計画によると、農林業では、多様性のある農業振興、地産地消の推進、農業環境の保全、地域の特性を活かした販売戦略、有害鳥獣対策など、水産業では、漁業生産の安定化や流通販売体制の強化、平戸特産品の振興、担い手の確保と育成などの施策を行うこととなっており、ともに農林水産業従事者の所得の向上に繋がっていくことができるよう期待するものである。

一方、後継者育成などすぐには成果が現れない事業もあるが、補助金の執行についても利用者の自主性と利便性に重点を置くあまり成果が見えにくい事業も散見される。事業の執行については、事業者に成果を認識してもらい、意欲ある事業となるよう指導されることが望まれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。